

入札・契約制度説明会

日 時:平成25年3月27日(水) ① 午前10時30分～

② 午後 1時30分～

場 所:金沢歌劇座(2F)大集会室

次 第

1 平成25年度 入札・契約制度の改正について

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法見直し | 1P |
| (2) 地元事業者の受注機会の確保対策 | 1P |
| (3) 総合評価方式について | 3P |
| (4) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について | 3P |
| (5) その他 | 5P |

2 検査体制について

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 平成24年度 検査結果について(2月末現在集計) | 9P |
| (2) 平成25年度 入札参加条件について | 9P |
| (3) 工事成績の7段階評価への移行 | 10P |

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約グループ・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

1 平成25年度 入札・契約制度の改正について

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法見直し

(平成25年3月21日施行)

ア 算出方法(国の基準に準拠した上で、緊急経済対策を強化)

- ・ 現場管理費を10%引き上げ(70% → 80%)【国の基準に準拠】
- ・ 一般管理費の暫定引き上げ(20%)【緊急経済対策の強化】

イ 端数処理

各項目毎に、定められた率を乗じて得た額の合計額について

現行:円単位 → 改正後:千円単位(千円未満の端数は切り捨て)

算出方法

区 分	現 行	改 正
最低制限価格 調査基準価格 (税抜)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費^{注)} × 95% ・ 共通仮設費 × 90% ・ 現場管理費^{注)} × 70% ・ 一般管理費 × (30% + 30%) 暫定措置 ※ 上記4項目の合計額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費^{注)} × 95% ・ 共通仮設費 × 90% ・ 現場管理費^{注)} × 80% ・ 一般管理費 × (30% + 20%) 暫定措置 ※ 上記4項目の合計額
端 数 処 理	上記により算出した額で、円未満の端数は切り捨て	上記により算出した額で、 千円未満の端数は切り捨て

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額(15%)を現場管理費に振り替えて算出

(2) 地元事業者の受注機会の確保対策(平成25年3月21日施行)

ア 複数落札の制限

次の場合には、1事業者1工事に受注を制限する。ただし、業種が異なる場合又は競争性が確保できない場合は制限をしない。

(ア) 設計金額が1千万円以上の同一工区内での工事の場合

- 同時発注の場合に制限する。
- 現に施工中の場合は、工事が完了するまで新たな受注を制限する。

注：工事完了とは、公告日の前日までに完成届けが提出されていること。

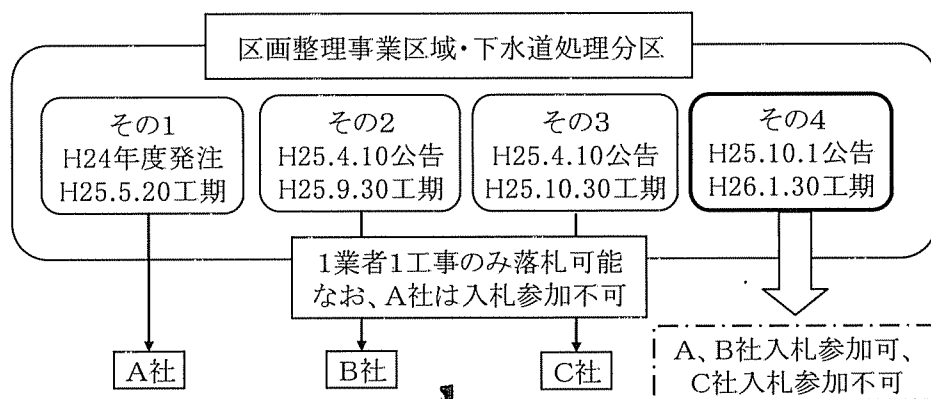
(イ) 場所を問わず、学校施設で設計金額が1千万円以上の同種工事を同時発注する場合

(ロ) 場所を問わず、設計金額が2億円以上の大規模工事を同時発注する場合

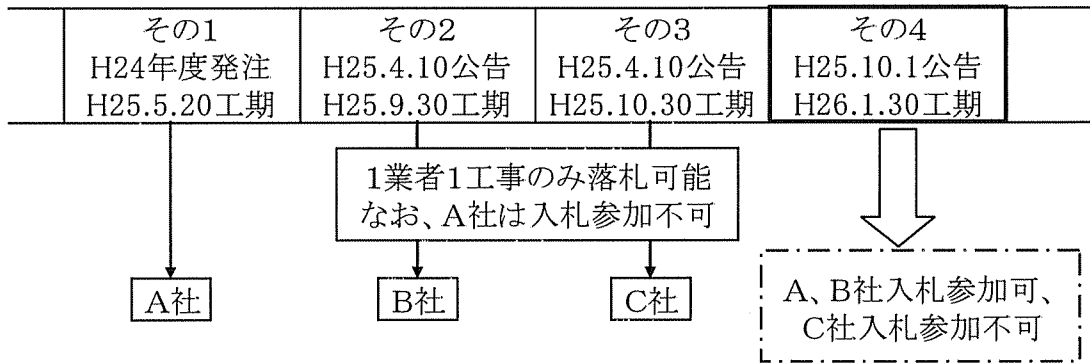
注：同一工区… 区画整理事業では事業区域、下水道管渠築造工事では処理分区、学校・大規模公園等ではその敷地、道路・河川等では同一整備区域などの連担した一定の区域をいう。

<具体例>

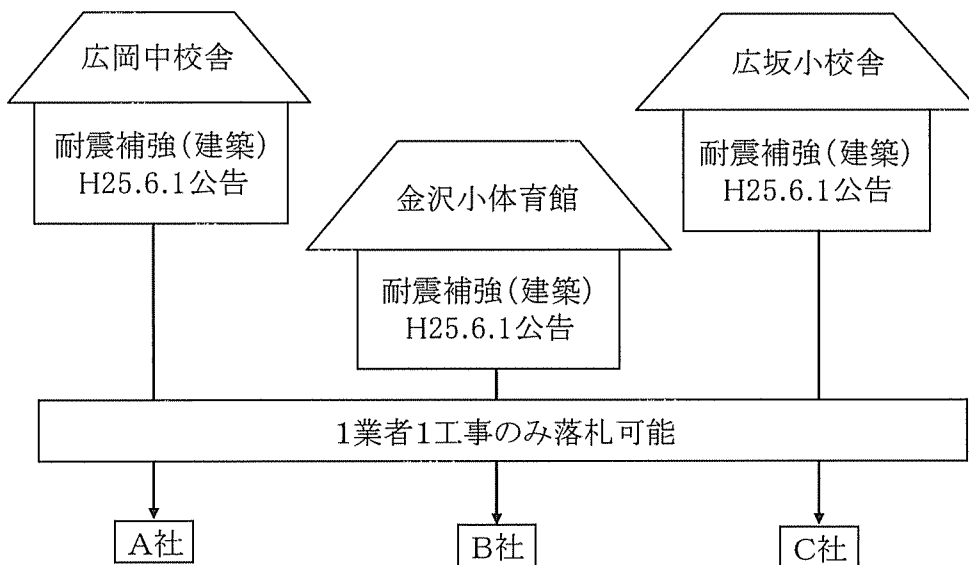
(a) 区画整理事業、下水道管渠築造工事等の場合



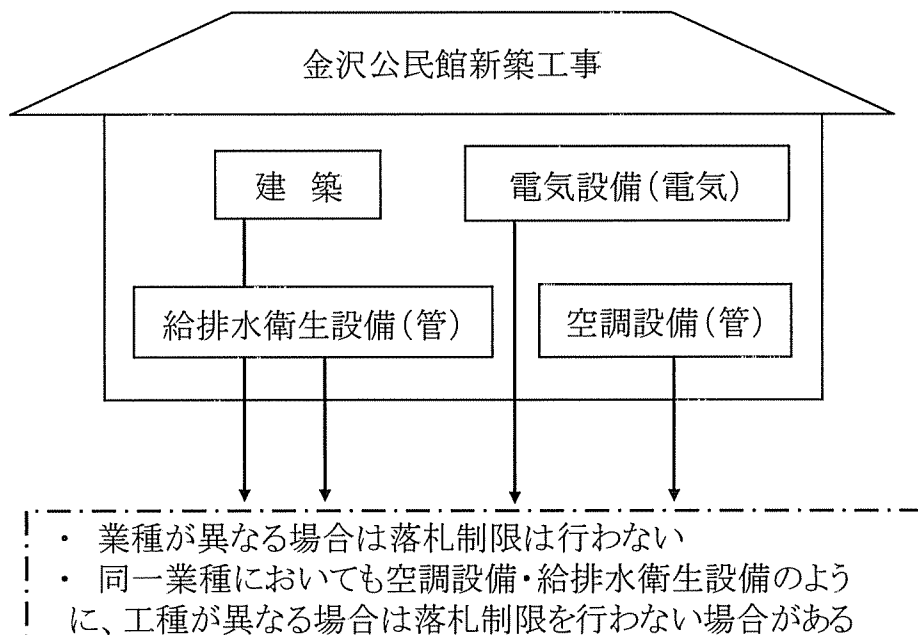
(b) 街路築造工事、河川改修工事、公園整備工事等の場合



(c) 場所を問わず、学校施設で同種工事が同時に多数発注される場合



(d) 落札制限の対象とならない場合



(3) 総合評価方式について

ア 過去の試行結果(平成19年度～試行)

平成22年度	技術提案型(3件)、簡易型Ⅰ(5件)、簡易型Ⅱ(25件)を試行
平成23年度	技術提案型(5件)、簡易型Ⅰ(1件)、簡易型Ⅱ(14件)を試行
平成24年度	技術提案型(1件)、簡易型Ⅰ(5件)、簡易型Ⅱ(19件)を試行

イ 総合評価方式の方式決定基準の改正(平成25年3月21日施行)

(ア) 工事選定基準

- ・ 予定価格8,000万円以上の工事のうち、下記の2項目以上に該当する工事
- ・ 予定価格3,000万円以上8,000万円未満のうち、下記の4項目すべてに該当、又は新工法等による工事で、総合評価方式によることが適当と判断される工事

<判断項目>	1 品質管理	2 安全対策	3 周辺環境	4 工程管理
--------	--------	--------	--------	--------

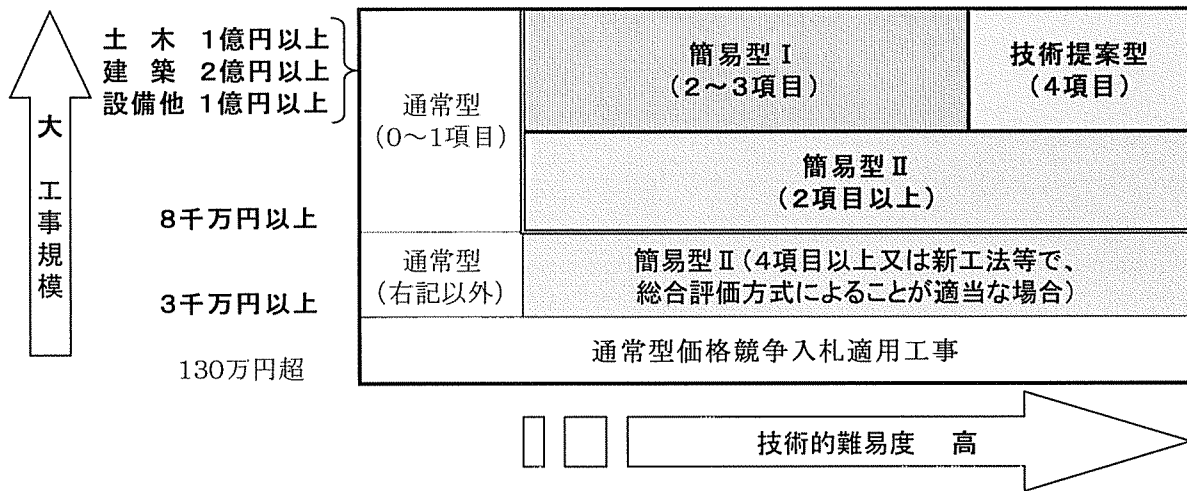
(イ) 方式決定基準

予定価格及び判断項目の該当数により決定

区分	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
予定価格1億円未満※	2～4項目該当	—	—
予定価格1億円以上※	—	2～3項目該当	4項目該当

※ 建築工事は2億円とする。

参考:イメージ図



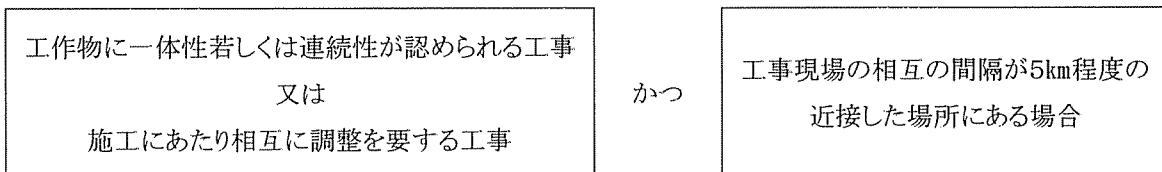
(4) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について(石川県と同様)

(平成25年3月21日施行)

【主任技術者について】

ア 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。



ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

(下請金額の合計が 3,000 万円 (建築一式は 4,500 万円) 以上)

等

イ 主任技術者の兼務に関する手続きについて

(ア) 主任技術者の兼務に関する条件明示について

設計図書(特記仕様書等)に条件を明示

当該工事の配置予定技術者について、石川県からの通知(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成 25 年 2 月 18 日付け監第 2705 号))に該当し、2以上の工事を主任技術者として兼務することができる工事であるか否かを明示

(イ) 主任技術者の兼任承認申請について

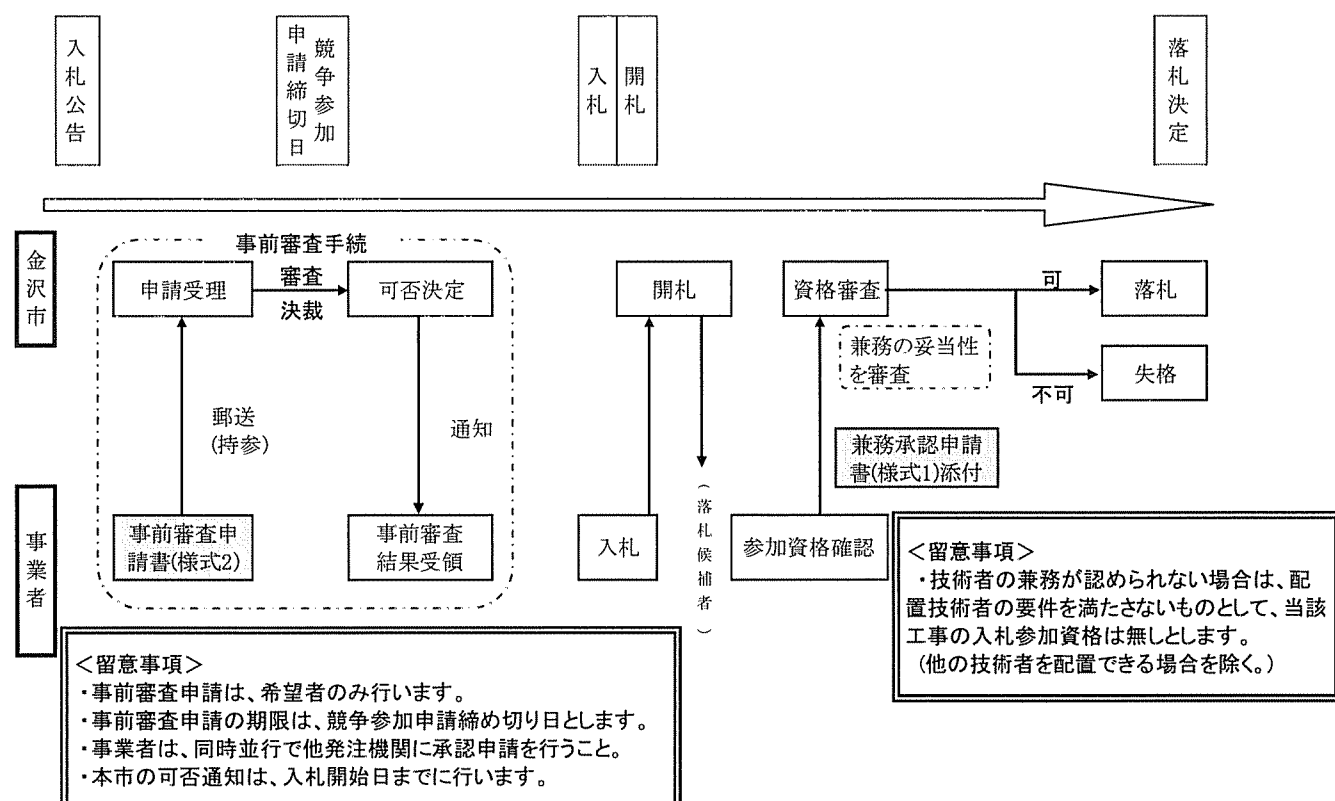
次の場合には兼務承認申請書(様式1)により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を本市発注工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合(注)なお、他発注機関の中には金沢市企業局を含みます。

(ウ) 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書(様式2)により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

【イメージ図】



【現場代理人について】

ウ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。

契約額が 2,500 万円(建築一式工事については 5,000 万円)未満の工事であること	かつ	工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること	かつ	発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること
---	----	--	----	--------------------------------

エ 現場代理人の兼務について

(4)ウにより常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務する工事の件数 … 概ね2、3件程度
- ◎ 兼務する工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること
- ◎ 兼務する工事の契約額… ・ 契約額が 2,500 万円(建築一式工事については 5,000 万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと
【他の工事の専任技術者でないこと】
・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね 5,000 万円であること

オ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事(発注機関を問わない。)に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書(様式3)**によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

カ 同一の請負契約での兼務について【従前の通り】

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は相互に兼務することができます。(金沢市工事請負契約約款第10条第5項)

キ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても、エに関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

【主任技術者等の専任制(常駐義務)緩和の条件明示について】

ク 主任技術者の兼務及び現場代理人の常駐義務緩和に関する条件の明示について

主任技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

(5) その他

ア 下請負人選定理由書の提出を義務付け(平成 23 年度より)

【金沢市工事請負契約約款 第7条第4項】

イ 下請契約について(金沢市工事請負約款第7条関係ほか)

- ◎ 工事の一部を請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ◎ 下請代金や支払い条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。

ウ 契約約款の改正について

(ア) 現場代理人の常駐義務の緩和について【金沢市工事請負契約約款 第10条第3項】

(イ) 前払金返還利息及び支払遅延利息の改正

現行 年3.1% → 改正 年3.0%

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき率を定める件)

エ ホームページの活用

- ・ 一般競争入札の公告は、監理課内に掲示するとともに、ホームページに掲載
- ・ 発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載

※ 定期的に監理課ホームページのチェックを

監理課HPアドレスはこちら → <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html>

- ・ 金沢市ホームページ「いいねっと金沢」のビジネス情報からアクセス可。

オ 設計図書等の閲覧(ダウンロード)

「入札情報システム(PPI)」へログインして

- ・ 「入札予定」→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロード

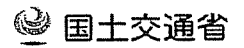
カ 入札結果の閲覧

H25.1.28以降に落札決定した案件について、入札情報システム(PPI)での閲覧可。

キ 電子入札における注意事項

- (a) 入札書に添付する工事費内訳書は、独自様式を使用しないこと
具体例:本市指定のファイルの書式を独自に変更する等
- (b) 入札参加申込時及び入札書提出時における添付ファイルの誤り
- (c) 認証カードの登録・変更手続は、発注者毎に必要
- (d) 認証カードの期限切れは、トラブルの原因となるので十分注意すること
具体例:入札書提出時に使用したカードの有効期限が、開札日時に期限切れとなる場合
- (e) 操作で不明な点は、ヘルプデスクに問い合わせを
 - 電子調達コールセンター TEL0570-011-311
 - 受付時間 平日の9:00~18:00

工事現場に配置される技術者等の効率的活用



技術者及び現場代理人の適正な配置について、課長通知を平成25年2月5日付けて発出

1. 密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能

- 建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

工作物に一体性又は連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ 相互の間隔が5km程度

専任の主任技術者が原則2件程度、兼務することが出来る

2. 現場代理人の常駐義務の緩和【再周知】

- 公共工事標準請負契約約款第10条第3項

工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障が無く、
発注者との連絡体制が確保される場合、

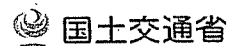
発注者の判断により現場代理人の常駐義務を緩和

※現場代理人の常駐義務の緩和により、監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意

3. 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化【再周知】

- 「契約締結から現場着手までの間」、「検査終了後の期間」等は専任を要しない。

1. 専任の主任技術者の兼務可能



被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について全国展開

(建設業法施行令 第27条第2項)

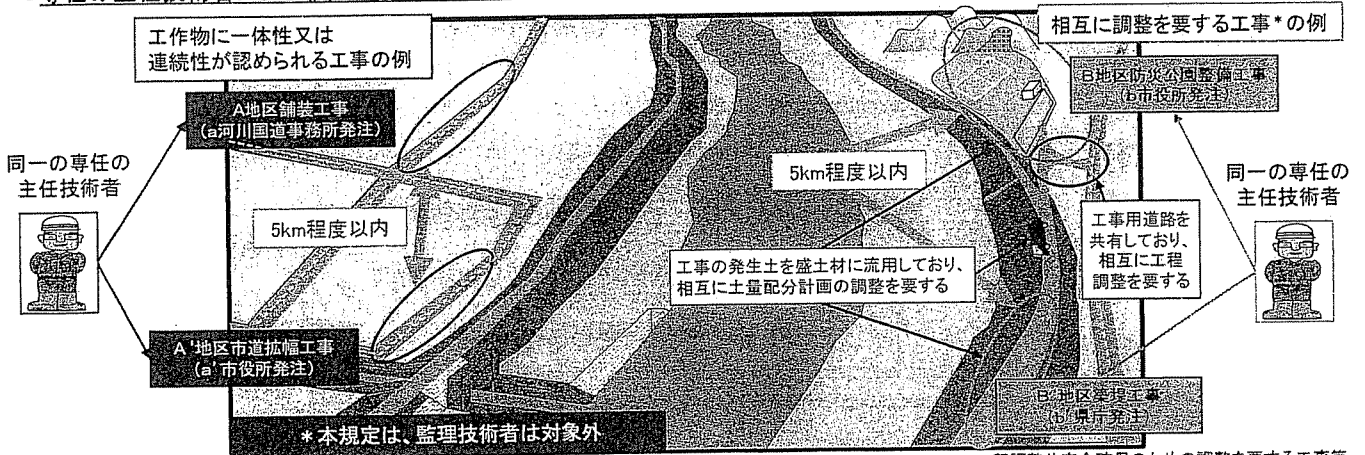
前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ 当面の取扱い(平成24年2月20日付け課長通知より運用拡大)

(1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、
②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

(2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

● 専任の主任技術者による兼務が認められる例



* 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

2. 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

- 現場代理人は、原則として工事現場に常駐が必要
- 同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は兼務可能

➡ 以下の両方を満足すると発注者が認めた場合には常駐を要しないこととすることができる。

- ①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- ②発注者との連絡体制が確保されること （公共工事標準請負契約約款 第10条第3項）

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日付け）

【留意点】現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例（技術者を兼務するような場合）

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし	非専任	専任 〔監理技術者 主任技術者(右記以外)〕	専任 工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者
他の工事現場との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 (かつ技術者も兼務可能)	A工事 ✕ B工事 ⇒現場の兼任不可 (*技術者の専任制のため)	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 (かつ主任技術者も兼務可能)

* 技術者の専任を要する工事：1件の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事

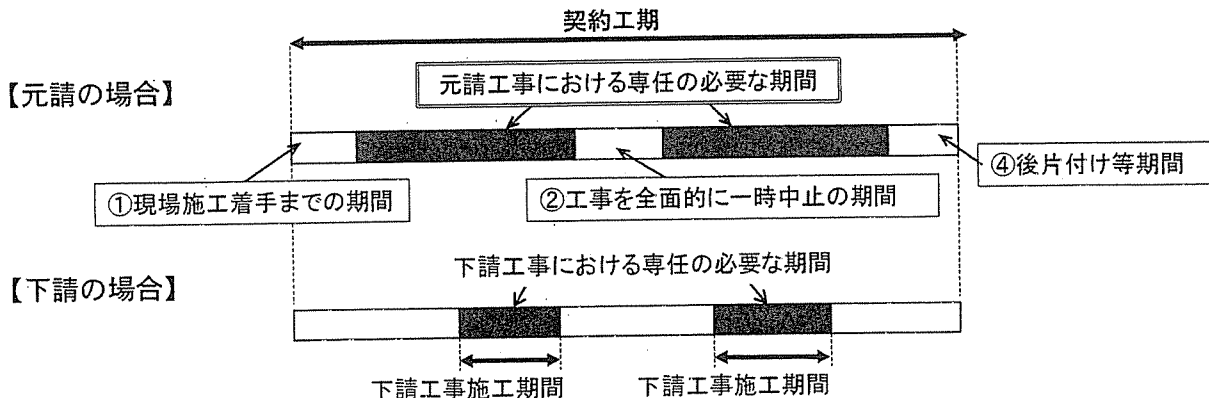
3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。

➡ 以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

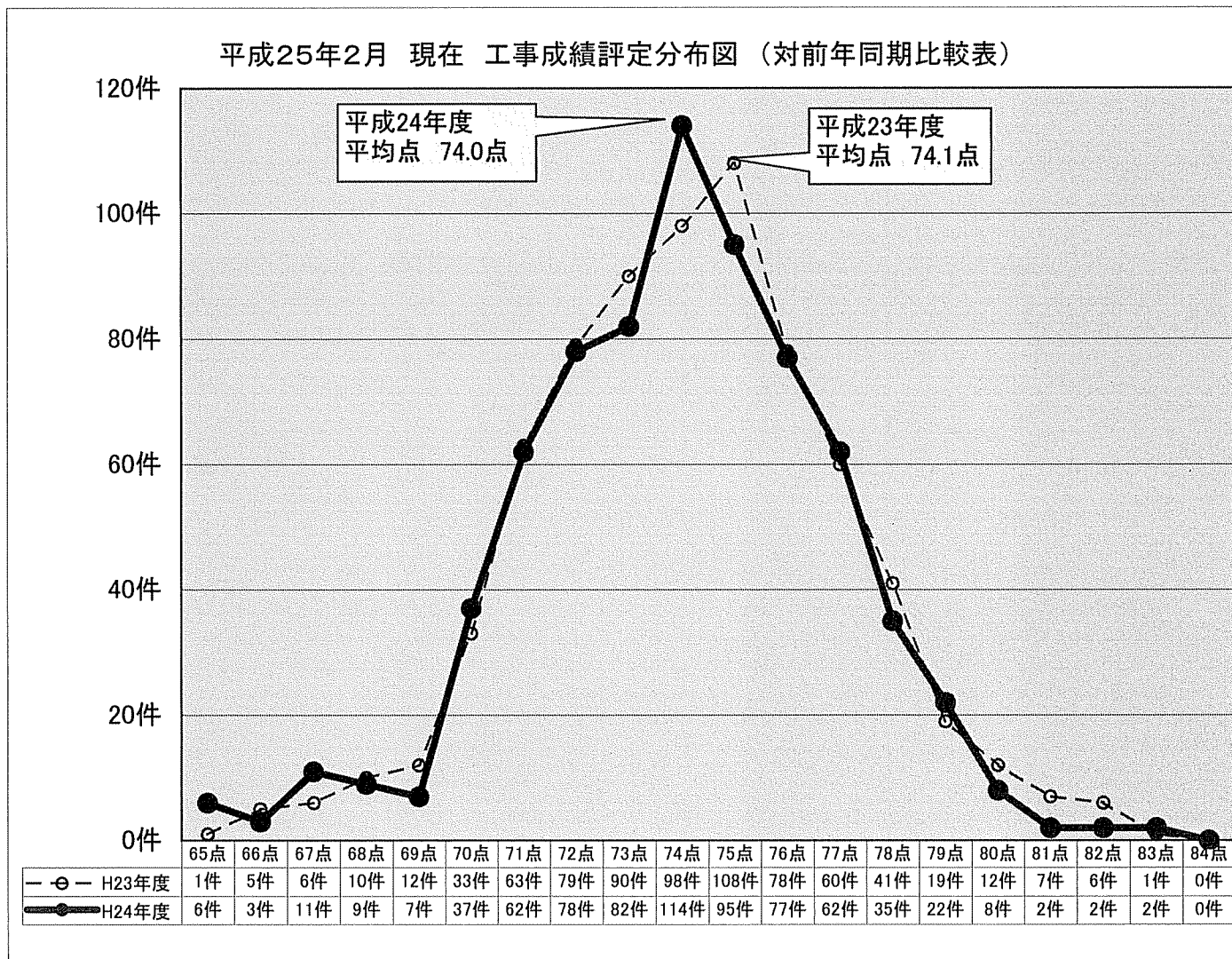
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
* 発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。



2 検査体制について

(1) 平成24年度 検査結果について（2月末現在）



	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
H23年度	65点	74.1点	729件	34件	0件
H24年度		74.0点	714件	36件	0件

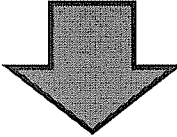
(2) 平成25年度 入札参加条件について

項目	制約付き一般競争入札の条件			
	① 過去2年間の平均点			② 直近1年間の成績
H25年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	65点未満がないこと
	H23・H24	70点以上	65点以上	

(3) 工事成績の7段階評価への移行

◎ 現行（5段階評価）

別記様式第1 (国・県等が採用) 17年度 四平均点4点		工事成績採点表(完成・部分使用・既済・中間)																				1/1									
		※該当する検査を必ずチェックすること。																				平成 年 月 日 作成									
		○ 完成 ○ 部分使用 ○ 既済 ○ 中間																													
		●完成検査で過去に一部完成、既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。 なお、一部完成検査時の入力は2回までとする。 (第三次評定者は、部分使用、既済、中間検査時に評定を行い、本表を印刷し保管すること。)																													
工 事 名	平成 年度	契約金額(最終)										円																			
請負者名		工期										平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										完成年月日									
考 査 項 目	細 別	第一次評定者					第二次評定者					第三次評定者(既済・中間)					第三次評定者(既済・中間)					第三次評定者(検査員)									
		氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名							
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-2.7	-5.4																									
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-2.7	-5.4																									
2 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-2.7	-5.4						+5.0	+2.5	0	-4.1	-8.1	+5.0	+2.5	0	-4.1	-8.1	+5.0	+2.5	0	-4.1	-8.1	+5.0	+2.5	0	-4.1	-8.1
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-2.7	-5.4	+1.0	+5.0	0	-4.0	-8.0																				
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-2.7	-5.4	+1.5	+7.5	0	-4.1	-8.1																				
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-1.3	-2.6																									
3 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-1.4	-2.7						+1.0	+5.0	0	-5.4	-10.8	+1.0	+5.0	0	-5.4	-10.8	+1.0	+5.0	0	-5.4	-10.8	+1.0	+5.0	0	-5.4	-10.8
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-1.4	-2.7						+1.5	+7.5	0	-6.8	-13.5	+1.5	+7.5	0	-6.8	-13.5	+1.5	+7.5	0	-6.8	-13.5	+1.5	+7.5	0	-6.8	-13.5
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-2.6	-5.1	+5.0	+2.5	0	-2.6	-5.1	+5.0	+2.5	0	-2.6	-5.1	+5.0	+2.5	0	-2.6	-5.1
4 高度技術	I. 高度技術力	+ (13)																													
	II. 創意工夫	+ (7)																													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+1.0					+5.0					0														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点														
評定点(65点±加減点合計) ※1		①					②					③					④														
7 評定点計		点					点					点					点														
8. 法令遵守等							点																								
9. 評定点合計		点					点					点					点														
所 見		【第一次評定者】										【第二次評定者】										【第三次評定者】									



◎ 改正（7段階評価）

別記様式第1		工事成績採点表 [完成、一部完成]																				1/1										
工事番号																						平成 年 月 日 作成										
工 事 名		契約金額(最終)										円																				
請負者名		工期										平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										完成年月日										
考 査 項 目	細 別	第一次評定者					第二次評定者					第三次評定者(既済・中間)					第三次評定者(完成)															
		氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名								
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1 施工体制	I. 施工体制一般	10	0.5	0	-2.0	-4.0																										
	II. 配置技術者	30	15	0	-5.0	-10																										
2 施工状況	I. 施工管理	0	2	0	-5.0	-10						50	25	0	-7.5	-15	50	25	0	-7.5	-15	50	25	0	-7.5	-15	50	25	0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	40	20	0	-5.0	-10	20	10	0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	50	25	0	-5.0	-10	30	15	0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	20	10	0	-2.5	-5																										
3 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	40	20	0	-2.5	-5						100	75	50	25	0	-10	-20	100	75	50	25	0	-10	-20	100	75	50	25	0	-10	-20
	II. 品質	50	25	0	-1.5	-3						150	120	75	40	0	-12.5	-25	150	120	75	40	0	-12.5	-25	150	120	75	40	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											50	25	0	-5	-10	50	25	0	-5	-10	50	25	0	-5	-10	50	25	0	-5	-10	
4 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※						200																									
5 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	70																														
6 社会性等	I. 地域への貢献等						10.0					7.5					5.0															
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		350					350					点					350															
評定点(65点±加減点合計) ※1		(1)					(2)					(3)					(4)															
7 評定点計		点					点					点					点															
8. 法令遵守等							点																									
9. 評定点合計		点					点					点					点															
所 見		【第一次評定者(監督員)】										【第二次評定者(係長又は課長等)】										【第三次評定者(検査員)】										
0 法令遵守																						0.0 点										
0 総合評価技術提案 技術提案履行確認 ※9																						履行 不履行 対象外										
評 定 点 合 計 ※8		点					点					点					点															
所 見 ※5																																

配点の見直し

※1 65点±1、-3の評定(加減点合計)+4、-6の評定(加減点合計) = 評定点
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特性の難度の高い条件(構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に関しては、第一次評定者からの報告を受けて第二次評定者が評価するものとする。
※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特長すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4.5.0は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5 所見は必ず記載する。
※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、第三次評定者の評価に先立ち、第一次、第二次評定者が行う。
※7 法令遵守等の評価は、第二次評定者が行う。
※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。
この場合、右川原建設工事総合評価方式執行運用基準10条第2項の規定により▲5点とする。